

医療法人持分についての 贈与税 相続税 の納税猶予の免除届出書

税務署  
受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒  
住所

氏名

(電話番号 - - )

私は、令和 年 月 日に、次のとおり医療法人の持分を放棄し、租税特別措置法 第70条の7の9第11項 第70条の7の12第11項 の規定により次の 贈与税 相続税 を免除されたいので、関係書類を添付して届け出ます。

※欄は記入しないでください。

医療法人の持分等の明細

① 医療法人の名称等	名称	整理番号	税務署
		所轄税務署名	
② 経済的利益を受けた年月日 相続(遺贈)があった		平成 令和 年 月 日	
③ 「出資持分の放棄申出書」の医療法人への提出年月日		平成 令和 年 月 日	
④ 医療法人の定款の変更に係る都道府県知事の認可があった年月日		平成 令和 年 月 日	
⑤ 医療法人持分納税猶予税額		A	円 00
⑥ 免除を受ける 贈与税 相続税 額		B	円 00

(注)1 納税猶予の特例の適用に係る医療法人が2以上ある場合には、その医療法人ごとにこの届出書を作成します。  
2 この届出書を提出する場合には、裏面【添付書類】に掲げる書類を添付して提出する必要があります。  
3 医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合、基金として拠出した金額に対応する部分の医療法人持分納税猶予税額及び利子税は免除されません。その場合の納付税額、納付期限などについては、所轄の税務署にお尋ねください。

基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細

1 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の経済的利益又は持分の明細			
医療法人の持分			
① 贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益(又は)相続(遺贈)により取得した持分	贈与又は相続(遺贈)により取得した経済的利益又は持分の価額を記入します。	経済的利益(又は)持分の額	a 円
② 贈与者による持分の放棄の直前の持分(又は)相続開始の直前の持分	①欄の経済的利益又は持分を取得する直前において有していた持分の価額及び出資額を記入します。	持分の額	b
③ 基金拠出の直前の持分	基金拠出型医療法人への基金の拠出(持分の放棄)の直前において有していた持分の価額、出資額等を記入します。	拠出年月日	令和 年 月 日
		持分の額	c 円
2 免除を受ける贈与税又は相続税の額の計算			
医療法人持分納税猶予税額のうち放棄をした額に対応する部分の金額(免除を受ける贈与税又は相続税の額)を計算します。			
① 基金として拠出した額		d	円
② 自己所有持分相当額 $(c \times b / (a + b))$		e	
③ 1の「③ 基金拠出の直前の持分」(c)の価額のうち贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益又は相続(遺贈)により取得した持分に対応する部分の金額 $(c - e)$		f	
④ $(d - e)$ の金額(赤字の場合は0)		g	
⑤ 基金として拠出した額に対応する部分の金額 $(A \times (g / f))$ (100円未満切捨て)		h	00
⑥ 放棄をした額に対応する部分の金額 $(A - h)$		i	00
		('医療法人の持分等の明細'⑥のB)	

関与税理士	電話番号
-------	------

※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

(裏)  
記載方法等

1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第70条の7の9第1項又は第70条の7の12第1項の適用を受ける人（第70条の7の11第1項の適用を受ける人を含みます。以下「医療法人持分相続人等」といいます。）が、納税猶予の特例の適用に係る医療法人の持分の全てを放棄した場合又は医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合に、同法第70条の7の9第11項又は第70条の7の12第11項の規定により、医療法人持分相続人等が納税猶予の特例の適用を受ける贈与税又は相続税の免除を受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

この届出書を提出する場合には、次の表に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

【添付書類】

区 分		書 類	
(1)	医療法人の持分の全てを放棄した場合	1	「出資持分の放棄申出書」（「医療法人の持分等の明細」の③欄に係るもので、医療法人が受領した年月日の記載があるものに限り。）の写し
		2	①持分の放棄の直前及び②その放棄の時ににおける医療法人の出資者名簿の写し
(2)	医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合（※）	1	「出資持分の放棄申出書」（「医療法人の持分等の明細」の③欄に係るもので、医療法人が受領した年月日の記載があるものに限り。）の写し
		2	①持分の放棄の直前及び②その放棄の時ににおける医療法人の出資者名簿の写し
		3	基金拠出型医療法人の定款（認定医療法人から基金拠出型医療法人への移行のための医療法第54条の9第3項又は医療法の一部を改正する法律（平成27年法律第74号）による改正前の医療法第50条第1項の規定による都道府県知事の認可を受けたものに限り。）の写し

※ ②の場合には、表面「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の「② 贈与者による持分の放棄の直前の持分（又は相続開始の直前の持分）欄の「持分の価額」や「③ 基金拠出の直前の持分」欄の「持分の価額」の計算の根拠が分かる書類など、免除を受ける贈与税又は相続税の額及びその計算の明細を明らかにする書類を併せて提出してください。

2 記載方法等

(1) 「医療法人の持分等の明細」の記入に当たっての留意事項

- イ ③欄は、医療法人の持分の放棄をした際に、その医療法人に提出した「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式7）の提出年月日を記入します。
- ロ ④欄は、医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款の変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。
- ハ ⑤欄は、①の医療法人に係る医療法人持分納税猶予税額を、贈与税又は相続税の申告書に基づき記入します。
- ニ ⑥欄は、次の表に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる金額を記入します。

区 分		書 類	
(1)	医療法人の持分の全てを放棄した場合	「医療法人の持分等の明細」の⑤欄（A）の金額	
(2)	医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合	「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の2の⑥欄（i）の金額	

(2) 「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の記入に当たっての留意事項

「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」については、医療法人持分相続人等が基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合に使用し、医療法人持分納税猶予税額のうち基金として拠出した額に対応する部分の金額を算出します。

なお、医療法人の持分の全てを放棄した場合には、この計算明細の各欄の記入は不要です。

- イ 「1 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の経済的利益又は持分の明細」について
  - (イ) ②欄の「持分の価額」欄には、医療法人持分相続人等が贈与者による放棄又は被相続人に係る相続開始の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。
  - (ロ) ③欄の「拠出年月日」欄には、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出の年月日を記入し、「持分の価額」欄には、医療法人持分相続人等が基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。
- ロ 「2 免除を受ける贈与税・相続税の額の計算」について
  - (イ) ①欄は、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出した額を記入します。
  - (ロ) ④欄は、「基金として拠出した額」から「自己所有持分相当額」を控除した金額を記入します。  
 なお、その計算した金額が赤字になる場合には、その金額を「0」（零）とします。
  - (ハ) ⑥欄は、「医療法人の持分等の明細」の「⑥ 免除を受ける 贈与税 額」欄（B）に転記します。  
 相続税